

石川県キンボールスポーツ連盟規約

(名称)

第1条 この会は、石川県キンボールスポーツ連盟（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、本会事務局長宅に事務局を置く。

(組織)

第3条 本会は、本会役員、本会会員、サポーター会員、賛助会員、学識経験者をもって組織する。

(目的)

第4条 本会は、キンボールスポーツの普及並びに振興を通じて、キンボールスポーツ愛好者の交流を深め、健全な育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) キンボールスポーツの普及及び振興に関する方策を調査・研究すること
- (2) キンボールスポーツの指導・奨励と指導者を育成すること
- (3) キンボールスポーツの普及及び振興のための宣伝・啓発をすること
- (4) キンボールスポーツの大会・講習会等を実施すること
- (5) 関係機関・団体との連携を図ること
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業を実施すること

(会員の登録)

第6条 本会の登録は、個人会員（サポーター会員含む）とし、所定の登録用紙を事務局に提出し、会費を納入した時点で会員とする。

(会員の会費)

第7条 会費は、次のとおりとする。

- (1)個人会費
- (2)賛助会費
- (3)連盟協力金

(会費納入期限)

第8条 本会の会員は、会費を年度内に納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 登録会員が次の各号に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 本会が解散したとき

(会員の除名)

第10条 登録会員が次の各号に該当する時は、理事会の決議を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為があったとき
- (2) 本会の登録会員としての義務に反したとき

(役員の種類及び定数)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理事 若干名
- (6) 事務局長 1名
- (7) 会計 1名
- (8) 監事 2名

(役員を選任)

第12条 役員は、理事会において選出し、総会で決定する。

2 理事は、会員によって構成され、次の各号により選出される。

- (1) 専門委員会より若干名
- (2) キンボールスポーツ関係団体より若干名
- (3) 必要に応じて学識経験者として若干名

3 会計、監事は理事長が任命する。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは職務を代行する。

3 理事長は、理事会の決議に基づき、会務を掌理する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 理事は、理事会を構成して、会務を議決し、執行する。

6 事務局長は、本会の会務を執行する。

7 会計は、本会の会計業務を執行する。

8 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(特別役員の設置)

第14条 本会に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠または増員により選出された役員任期は、前任者の在任期間と同じにする。
- 3 名誉会長、顧問及び参与任期は、これを妨げない。

(会議)

第16条 本会の会議は、理事会及び総会とする。

(総会)

第17条 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に総会を開くことができる。

- 2 総会は、本会役員、本会会員を以って構成する。
- 3 会議の議長は、理事長もしくは会長の指名したものとする。
- 4 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決すところによる。

(理事会)

第18条 理事会は、毎月1回理事長が招集する。ただし、理事長、副理事長が必要と認めた場合は、臨時に理事会を開くことができる。

- 2 理事会は、理事長、副理事長、理事、事務局長、会計をもって構成する。
- 3 審議は、事業報告、決算、事業計画、予算、規約の変更及びその他の事項とする。
- 4 会議の議長は、副理事長もしくは理事長の指名したものとする。

(専門委員会)

第19条 本会には、理事会の議決を経て、専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会は、第5条の事業に関して調査研究をする。
- 3 専門委員会の名称、委員、その他必要な事項は、理事会が別に定める。
- 4 専門委員会には、委員長を置く。

(会計)

第20条 本会の経費は、次に掲げるものでこれを支弁する。

- (1) 会費
- (2) 賛助会費
- (3) 寄付金
- (4) 事業収益金
- (5) 補助金
- (6) その他

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第22条 本規約は、第17条第3項の規定にかかわらず、出席者の3分の2以上の同意を得なければ変更することはできない。

(規約の細則)

第23条 本規約の施行についての細則は、理事会の議決を得て別に定める。

附則

本規約は、平成16年11月10日から施行する。

本文中第7条については、平成18年4月1日から一部改正適用する。

本規約は、平成20年4月1日から一部改正適用する。

本規約は、平成21年4月1日から一部改正適用する。

本規約は、平成22年4月1日から一部改正適用する。

本規約は、平成23年4月1日から一部改正適用する。

本規約は、平成24年4月1日から一部改正適用する。